

改正後	改正前
<p>し、又は着用している者</p> <p>(3) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u> (傍聴人の守るべき事項)</p>	<p>(4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u></p> <p>(6) <u>木製サンダルの類を履いている者</u></p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p> <p>2 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p>
<p>第8条 <u>傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u></p> <p>(4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(5) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(<u>写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止</u>)</p>	<p>第8条 <u>傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</u></p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(<u>写真、映画等の撮影及び録音等の禁止</u>)</p>
<p>第9条 <u>傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。</u> (傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに</u>退場しなければならない。 (係員の指示)</p> <p>第11条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>第9条 <u>傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</u> (傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに</u>退場しなければならない。 (係員の指示)</p> <p>第11条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>様式 (略)</p>